

広島県告示第七百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十三年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
磯道 伸悟	呉市広横路三丁目一〇番六号	あいあい整骨院	呉市広古新開二丁目三番九号 サンマリン新広一〇一号	柔道整復	平成二十三年七月一三日
滑 紀彦	廿日市市佐方四九七番地一メ ゾン佐方二〇一 号	なめら接骨 鍼灸院	廿日市市佐方四九七番地一メ ゾン佐方二〇一 号	柔道整復	平成二十三年七月一日
角田 吉久	廿日市市城内一丁目八番五五― 一〇一―号	すみだ鍼灸院	廿日市市佐方本町一番三号	はり・きゅう	平成二十三年五月一二日